

# 転校の手続き

保護者 用

## 観音寺市外から豊浜小学校へ転入する場合

1. 豊浜小学校への転入が決定した段階で、新しい住所が決まっていなくても豊浜小学校までご連絡ください。また、在籍中の学校にも転校することをお伝えください。
  - ※ その際に、お子様の年齢（学年）、お子様と保護者の氏名、在籍中の学校、転入予定日、日中でも連絡の取れる保護者の電話番号等をお知らせください。
  - ※ できるだけ早く連絡いただくと、転入に関する作業がスムーズにいきます。
2. 引っ越し後14日以内に、観音寺市役所1Fの住民課で転入手続きをしてください。その際に、以前住んでいた市区町村で発行された「転出証明書（自治体によって名称が異なります）」等の書類を提示してください。
  - ※ その他、転入手続きに必要なものは、観音寺市役所のホームページをご覧になるか、お電話にてお問い合わせください。
3. 市役所2Fの観音寺市教育委員会にて転入の手続きをし、速やかに豊浜小学校までご連絡ください。
  - ※ 元の学校から「在学証明書」「教科書給与証明書」、その他の書類を預かっている場合は、豊浜小学校までご提出ください。

## 豊浜小学校から観音寺市外へ転出する場合

1. 豊浜小学校から転出することが決定したら、新しい住所が決まっていなくても豊浜小学校までご連絡ください。また、転出先の学校にも転校することをお伝えください。
  - ※ その際に、転出先の学校、転出予定日等をお知らせください。
2. 引っ越しの14日以内に、観音寺市役所1Fの住民課で転出手続きをしてください。
  - ※ 「転出証明書（自治体によって名称が異なります）」が発行されます。
3. 市役所2Fの観音寺市教育委員会にて転出の手続きをし、速やかに豊浜小学校までご連絡ください。
  - ※ 「転学通知書（異動通知書）」が発行されれば豊浜小学校にご提出願います。
4. 登校する最終日に「在学証明書」「教科書給与証明書」を発行します。
  - ※ 転出先の市区町村や教育委員会で転入手続きを終えた後、相手先の学校へ「在学証明書」「教科書給与証明書」をご提出願います。

ご不明な点は豊浜小学校（教頭）までお問い合わせください。TEL 0875-52-2029